

令和7年度 宗教法人実務研修会 講義Ⅱ

宗教法人の公益性

公益財団法人 日本宗教連盟

はじめに

日本宗教連盟(日宗連)について

- 昭和21(1946)年に設立。
- 平成24(2012)年4月1日、公益財団法人に移行。
- 宗教団体の連合組織(5団体)の相互の理解と協力のもと「宗教文化振興事業」を行う
 - 教派神道連合会
 - 公益財団法人 全日本仏教会
 - 日本キリスト教連合会
 - 宗教法人 神社本庁
 - 公益財団法人 新日本宗教団体連合会

活動の一例

■ 声明・意見書

- 米国同時多発テロ事件に関する声明(H13)
- 臓器移植法改正問題に対する意見書(H19～21)
- ウクライナ情勢を憂慮し、平和的解決を求めて(R4)

■ 国会での意見陳述

- 臓器移植法改正問題について(H18～H21)

■ シンポジウム・セミナー

- 宗教文化セミナー
- 宗教法人の公益性に
関するセミナー ほか…



令和6年能登半島地震の地域コミュニティに
おける宗教法人の現状と課題 セミナー³
令和6年7月19日 於 真宗大谷派能登教務所(石川県)

宗教法人の公益性 公益性と社会的責任

1. 宗教の概念と宗教法人の定義

(1) 宗教の概念

■宗教とは、人間生活の究極的な意味を明らかにし、人間の問題の究極的な解決に関わりをもつと人々によって信じられている営みを中心とした文化現象である。(岸本英夫『宗教学』より)

宗教とは...

- 人類が歴史に登場して以来、国、社会、文化、言語が違っても存在してきた、人類に不可欠のもの。
- 生きてゆくための知識と智慧の宝庫であり、しばしば道徳の源泉となって、公共の福祉を担ってきた。
- 年中行事や通過儀礼として、わが国の文化を豊かにしている。
- 人間の精神的な支柱であり、豊かな社会の形成に貢献している。

(2) 宗教法人とは...「宗教法人法」

① 第1条(この法律の目的・抜粋)

第1項 宗教団体が、礼拝の施設(中略)財産を(中略)維持運用し、(中略)目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与える(以下略)

→法人格を与える

第2項 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。(以下略)…と規定

②「宗教団体の定義」と「宗教法人」

(宗教法人法 第2条第1項 宗教団体の定義)

宗教団体

1. 宗教の教義をひろめ
2. 儀式行事を行い
3. 信者を教化育成すること

宗教団体が宗教法人法の要件を満たし、
認証、登記された法人

宗教法人

2. 宗教法人の公益性

(1) 法律の規定から

① 民法第三十三条第2項 (抜粋)

「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」

② 法人税法 別表第二 「公益法人等の表」

宗教法人 (根拠法: 宗教法人法)

(2) 国会の議論にみる「宗教法人の公益性」

第134回国会 衆議院「宗教法人に関する特別委員会会議録」第3号
(平成7年11月2日)より

- 与謝野馨委員(衆議院議員)

(抜粋) 宗教法人が公益法人であるという根拠は一体どういうふうに説明するのですか。

- 小野元之政府委員(文化庁次長)

宗教法人は、宗教の教義を広め、儀式行事を行う、及び信者を教化育成するという(中略)目的、こういった活動を通じまして、人の心を安定させる、あるいは人々の精神を安定させ、あるいは文化の向上を図るという(中略)中身からして公益に資するものである(中略)民法三十四条でも「祭祀、宗教、」云々で公益法人という規定があるわけで(中略)一般的には宗教法人は公益法人であると(中略)私どもは考えております。

(3) 宗教法人の公益性と義務

- 法律の規定や政府の答弁をみてもわかるように、宗教団体に法人格を与えることで、法律上の権利、義務を持った「宗教法人」となり、公益を担うものとして社会的に認められた存在となる。
- 例として、税制上においても「公益法人等」としての措置を受けている。

3. 宗教法人として遵守すべき事項

(1) 宗教法人の二面性

—聖俗分離の原則

- ① 宗教法人は、宗教的事柄と世俗的事柄を扱うことから、「聖」の面と「俗」の面とを兼ね備えた法人。
- ② 宗教法人にとって「聖なる活動」が本来の活動であり、ここにこそ宗教の公益性があるといえる。

③ 各宗教法人は聖俗分離の原則のもと運営

■「聖」の面

宗教的事柄：聖なる活動

宗教のもつ尊い不可侵の事柄。

…「宗憲・教憲・教規・典範」などの自律規範・宗教規範によって運営

■「俗」の面

世俗的事柄：法人として行うべき事務や業務など世俗法によって法人格を持った団体として果たすべき義務や、守るべき事柄。

…「宗教法人法」並びに、宗教法人法に則って各法人が定めた「宗教法人規則」によって運営

(2) 宗教法人と法令遵守義務

① 法令遵守(コンプライアンス)

宗教法人は「公益法人」として、自主的な法令遵守義務を果たす「社会的責任」がある。

そのためには…

- 適正な管理運営(ガバナンス)
- 説明責任(アカウンタビリティー)
- 情報開示(ディスクロージャー)

の確保が求められる

宗教法人の管理運営

(ア) 役員の善良なる管理者の注意義務・法令遵守義務

(宗教法人法18条5項)

(イ) 聖俗分離の原則の徹底

(同18条6項)

(ウ) 役員の利益相反事項(行為)などの禁止

(同21条1項・2項)

(エ) 任意機関設置によるガバナンスの確保

(同12条1項6号)

説明責任・情報開示

(ア) 公告制度

(宗教法人の設立:宗教法人法12条、財産処分:同23条、解散:同44条2項、ほか)

(イ) 登記制度

(法人登記:同52条～65条、不動産登記:同66条～70条)

(ウ) 事務所備付け書類の閲覧制度

(同25条3項、所轄庁への写しの提出:同25条4項)

文化庁宗務課長「宗務行政の適正な遂行について(通知)」
令和5年3月31日付け・各都道府県宗教法人事務担当課長宛

→「不活動宗教法人の判断に関する基準」の明示

文化庁 令和6年「不活動宗教法人の状況等に関する調査」結果概要（令和7年7月9日報道発表）

1. 不活動宗教法人数（令和6年12月31日現在）

5,019法人（対前年588法人増）

（参考）過去5年間の推移

所轄庁	年	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
文部科学大臣（A）		4	4	4	16	10
都道府県知事（B）		3,394	3,344	3,325	4,415	5,009
計（A+B）		3,398	3,348	3,329	4,431	5,019
対前年増減（C-D）		△75	△50	△19	1,102	588
対前年増加数（C）		55	34	45	1,218	811
対前年減少数（D）		130	84	64	116	223

【法人種別内訳】

- ①包括宗教法人
4法人（0.1%）
- ②被包括宗教法人
4,494法人（89.5%）
- ③単立宗教法人
521法人（10.4%）

2. 不活動宗教法人の対策の内訳（令和6年1月1日～12月31日）

（参考）過去2年間の推移

内訳 年	解散命令	任意解散	合併	その他 （※）	計
令和5年	8	17	14	77	116
令和6年	21	16	16	170	223

※「その他」には、活動再開、所轄庁における調査等により不活動宗教法人でなかったもの等が含まれる。

※令和5年の解散命令は、修正があったため前年公表の数より訂正した。

不活動宗教法人対策の強化

- ・文化庁
 - 各都道府県宗教法人事務担当による不活動宗教法人対策の強化
- ・【不活動対策・実例】 残余財産の処分
 - 残余財産の引き取り手が見つからず解散手続きが滞っていた宗教法人の事例
　　浄土宗 金皇寺 境内地 124, 221平米(島根県大田市仁摩町)
 - 令和3年10月14日付け、宗教法人法第50条第3項による国庫帰属(宗教法人で初の事例)
　　⇒ 詳細は『宗務時報』No.125(令和3年3月発行)に掲載
- ・日本宗教連盟も不活動宗教法人対策を推進

4. 公益法人として

憲法で保障された「信教の自由」が常に
保たれている（自由な宗教活動）

- 宗教法人が宗教本来の活動（祈り、弔い、祀（祭）り）を行う
- 宗教法人法及び諸法令に基づき
適正な法人運営を行う

社会の信頼が得られる

事例をとおして －宗教法人の社会貢献活動等

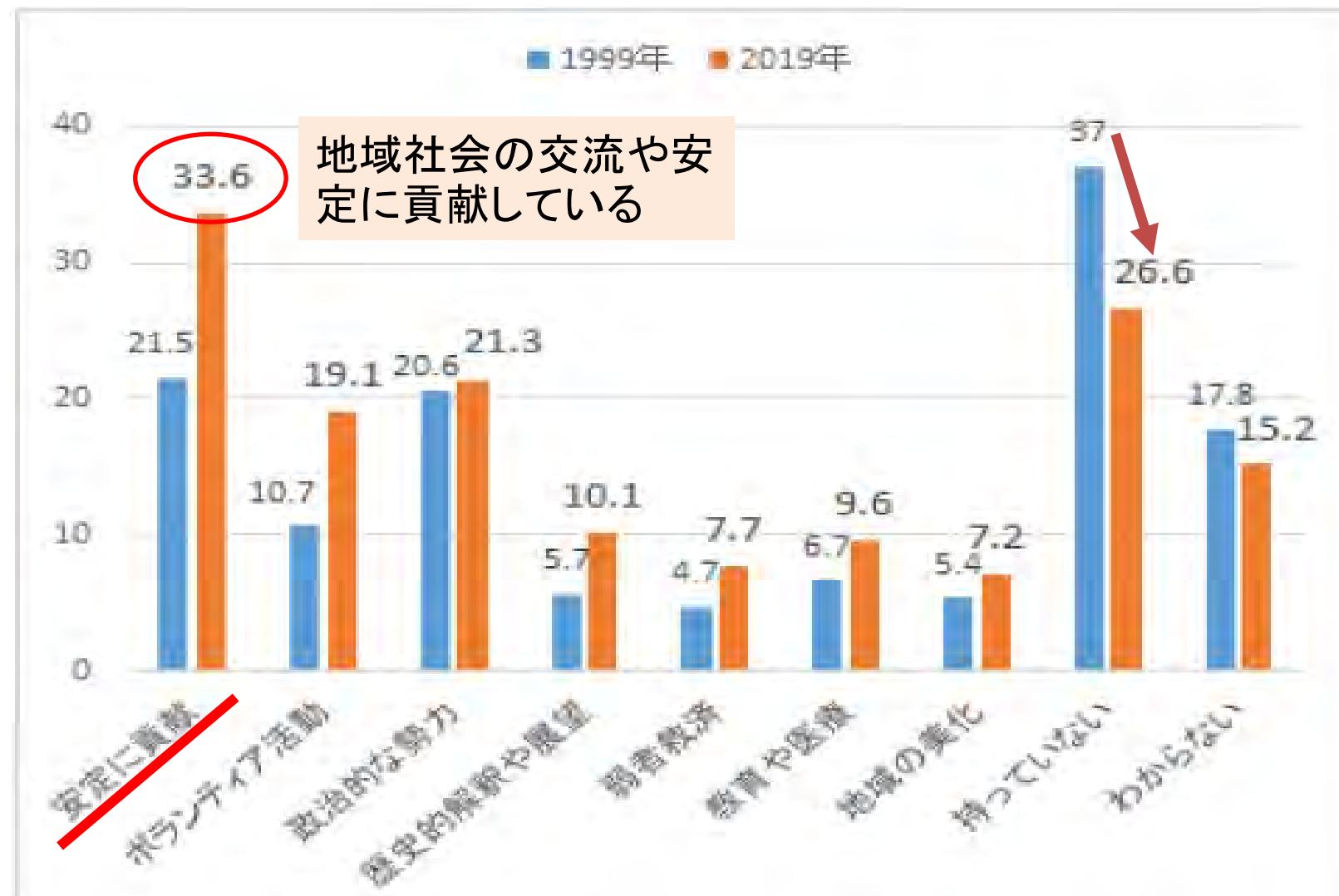
- ・ 宗教法人の社会的役割
- ・ 行政(市区町村)との災害協定
- ・ 宗教法人が行う社会貢献活動について

宗教団体の社会的役割は？

1. 地域社会の交流や安定に貢献している
 2. 災害時の救援やボランティア活動など社会的に貢献している
 3. 選挙の際に活動し、政治的な勢力となっている
 4. 日本の戦後に関する歴史解釈や将来の展望などの点で影響力を持っている
 5. ホームレスや難民など、弱者救済に活躍している
 6. 学校や病院など、教育や医療の分野で貢献している
 7. 道路や公園の清掃など地域の美化に貢献している
 8. とくべつ影響力を持っていない
 9. わからない

出典：世論調査『日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年—1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から—』
2019年6月、(公財)庭野平和財団

Q 11 神社やお寺、新しい宗教団体は社会的にどのような役割を持っていると思いますか。(複数回答)



出典:世論調査『日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年—1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から—』2019年6月, (公財)庭野平和財団

自治体と宗教施設・団体との災害時協力に関する調査 (2024年8月～10月 調査)

「各種避難所別の宗教施設の災害時協定と協力関係」

各種避難所	宗教施設の数		合計
	協定締結	協力関係	
指定緊急避難場所	184	677	861
指定避難所	79	306	385
福祉避難所	4	4	8
ペット同行避難所	23	40	63
その他避難所 (自主避難所等)	227	346	573
合計	517	1,373	1,890

引用：「自治体と宗教施設の災害時協力：令和6年度全国基礎自治体調査」2025年4月 大阪大学
大学院人間科学研究科 稲場圭信教授・川端亮教授 表2

自治体と宗教施設との災害協定および 協力関係の主な内容

表4 災害協定および協力の内容

協定・協力の内容	%
一時避難所	57.6
収容避難所	27.8
遺体安置所	12.1
犠牲者の葬儀・供養	5.0
救援・支援活動	3.3
帰宅困難者受け入れ	3.1

引用：「自治体と宗教施設・団体との災害時協定に関する調査報告」2020年4月 大阪大学大学院
人間科学研究科 稲場圭信教授・川端亮教授 表4

自治体と宗教施設が締結した主な災害時協力協定

- 2020年7月 長野市と市内7寺院
- 2020年8月 高知市と市内北部地域にある寺社
- 2020年8月 愛知県瀬戸市と市内14寺院
- 2020年9月 長崎県佐世保市と佐世保佛教連合会
- 2021年3月 愛知県岡崎市と岡崎市仏教会
- 2021年11月 島根県と島根県仏教会
- 2021年12月 島根県安来市と安来市仏教会
- 2022年1月 京都市上京区と4寺院2神社
- 2022年6月 横浜市と横浜市仏教会

- 2023年6月 愛知県小牧市と小牧市仏教会
- 2023年10月 京都府亀岡市と亀岡市仏教会
- 2024年2月 東京都葛飾区と東京都神社庁葛飾支部
- 2024年12月 横浜市瀬谷区と瀬谷区仏教会
- 2025年1月 横浜市保土ヶ谷区と保土ヶ谷・旭区仏教会

以上引用：「自治体と宗教施設の災害時協力：令和6年度全国基礎自治体調査」2025年4月

- 2025年4月 東京都と東京都宗教連盟による「防災力の向上のための連携協力に関する協定」



2025年4月28日、東京都と東京都宗教連盟は協定書を締結し、神社や寺院などの宗教施設を避難施設にするなど、都内の宗教法人施設において災害支援体制を強化することを確認した

文化庁宗務課・令和3年1月25日事務連絡 「宗教法人が行う社会貢献活動について (情報提供)」

文化庁HPより
https://www.bunka.go.jp/seisaku/s_hukyohojin/pdf/92805001_01.pdf

事務連絡
令和3年1月25日

公益財団法人日本宗教連盟
都道府県宗教法人事務担当課

文化庁宗務課

宗教法人が行う社会貢献活動について (情報提供)

近年、多くの宗教法人が、全国的に自然災害が発生する中で地域の防災・復興に協力をされるなど、災害対策や地域支援などの社会貢献活動を行われていると承知しています。

従来、このような活動の多くは、宗教法人法第6条に規定する公益事業として各法人で整理されてきたものと思われますが、このたび、日本宗教連盟から、このような活動と宗教活動の関係について問い合わせがあつたため、宗教学に関する学識有識者の意見等も踏まえ、下記のとおり、考え方等を整理しました 27 ので、情報提供させていただきます。

宗教法人が行う社会貢献活動について(情報提供)

- 前提として、国等には宗教法人の**宗教上の特性**や**慣習等宗教上の事項の尊重**や**不干渉**が求められている
- 宗教法人が行う救済や支援活動などが、**宗教活動**であるのか、**公益事業**であるのか、その**判断**は宗教法人にゆだねられている
- 各宗教法人がそれぞれの判断に基づき**公益事業**と整理してきた社会に貢献する活動も、各宗教法人の判断に基づき**宗教活動と整理すること**が**可能**と考えられる

社会に貢献する活動に関する「ガイドライン」

日本宗教連盟 令和3年2月2日

文化庁宗務課・令和3年1月25日事務連絡を受けて

- 地域社会の宗教活動へのニーズをはじめとした「社会通念」を踏まえることが最も重要
- その活動が、宗教活動と密接不可分である理由が明確に説明できる
- 教義や教憲、実践綱領等に則って行われる「宗教活動」であるとの根拠が明確であることが望ましい
- 活動に関する宗教法人の携わり方や活動内容の透明性を確保する必要がある(社会に対する説明責任)
- 自主的な活動、宗教法人自らが携わる活動である

《考えられる事例》

①防災・減災の取り組み

帰宅困難者等を対象とした災害備蓄品、防災用品、炊き出しの道具などの備蓄

②子ども食堂、介護者カフェの実施

金銭の授受がない場所貸しでない場合

③スカウト活動の支援

現時点で収益事業としていない、席貸し、場所貸しでない場合

④祭礼に必要な自治会等所有の神輿、山車等の保管

注意すべき点

- 自主的に宗教法人が行う社会に貢献する活動、救済・支援活動が対象
→ 宗教団体以外の団体等(NPO法人や公益法人)が行う社会貢献活動を自らの「宗教活動」と整理することは適当でない
- 宗教法人が行う社会に貢献する活動が、宗教活動か公益活動かの判断は、宗教法人法(第84条、第85条)の趣旨に反するため、文化庁宗務課や都道府県宗教法人事務担当課(国や行政機関)では判断できない

福島原子力発電所事故被災者支援



福島県の子ども達に向けた阿波踊り体験保養事業（保養地：徳島県海部群美波町（かいふぐんみなみちょう））

※現在、阿波踊り体験は終了、その他の支援活動は継続実施している

提供：四国地区曹洞宗青年会



福島県の子ども達に向けた田植え体験保養事業
(保養地：福島県会津地方)

※現在は支援を終了している

提供：浄土宗ともいき財団

東日本大震災などの被災者支援活動 —傾聴活動や保養事業など、息の長い支援が続いている



はつと汁の炊き出しボランティア
(宮城県登米市南方（とめしみなみかた）仮設住宅集会所)

提供：宮城県曹洞宗青年会

令和5年 東日本大震災十三回忌



第10回佛教講座東日本大震災十三回忌
追悼法要
(東北福祉大学けやきホール・3月10日)
提供:全日本佛教会



東日本大震災十三回忌慰靈復興祈願法要
(伊達市成林寺納経塔前・3月10日)
提供:全日本佛教会



慰靈行脚(相馬市・3月9日)
提供:全日本佛教会



平成28(2016)年熊本地震を機に設立された九州キリスト災害支援センター(九キ災)の活動事例



令和5年7月10日に発生した九州北部豪雨の支援活動
(久留米市田主丸町)
提供:九キ災



地域防災力向上のために、
福岡女学院看護大学主催
「地域防災力アップセミナー」で講演
提供:九キ災

令和6年能登半島地震

能登半島地震被災地で支援活動を行う宗教者

2024年6月16日 石川県七尾市



新日本宗教団体連合会、並びに、新日本宗教青年会連盟は、災害派遣ボランティアを派遣

「被災地NGO協働センター」の協力を得て第4次隊まで述べ521人が救援活動に参加

写真は、災害廃棄物仮置場の5月閉鎖を前に、災害ごみ搬出の依頼が殺到、家具等の運び出しの様子

宗教法人の本来の活動にこそ 「公益性」がある

...祈り、弔い、祀(祭)る、人々に寄り添う

- 「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する」
 - これらの活動を通じて、人の心を安定させ、また、人々の精神を安定させる役割を担う。あるいは、文化の向上を図るという公益的・社会的な意義を持つ
 - 公益的・社会的な存在である「宗教法人」が、その信仰や祈りの実践として社会に貢献する活動を行う

超少子高齢化社会のなかで…

- 宗教法人として、宗教者として、氏子、信者、檀家、信徒に何ができるのか
- 公益を担う「宗教法人」が、社会に対してできることは何なのか
- それぞれの宗教法人にできること、宗教者にできること、社会での役割
- 不活動宗教法人の問題

講義Ⅱ 宗教法人の公益性

ありがとうございました

公益財団法人 日本宗教連盟